

京都府知事あいさつ

本日は国と府人づくり一体的事業につきまして、森川労働局長さん、高齢・障害・求職者雇用支援機構の小林理事長におきましてありがとうございます。

今までジョブ・パークという形で、国、府、そして経済界や労働者団体を含めて協力協定という意味で取り組んで参りました。

そうした中で、雇用数値自身はかなり改善してきており、有効求人倍率も1.0倍に近くなりましたし、また失業率も3%台半ばになってきましたが、そうした形で、ある点では、失業対策的な雇用については、一定のめどが立ってきたところですけども、目途が立ってくれば立ってくるほど、実は定着の問題ですとか、雇用の質の問題というのが非常に大きな社会問題化をするに至っているところでございます。

せっかく勤めてもすぐにやめてしまうとか、会社に入ってもなかなかうまく仕事になじめないとか、そうした問題が起きてきて、その中において若者がキャリアを積めないなどの様々な問題が起きているわけでありまして。

本来そうしたところというのは社会教育の中で補っていく部分、又は大学教育・高校教育の中で補っていく部分があるわけでありましてけれども、どうしてもそこでうまく適応できなかった人たちが、そこから違うキャリアを積みたいという人たちにとっての道というのは決して広いものではなかったと、いろいろな道が国も府も機構も用意してあったわけでありましてけれども、それが、それぞれ縦割りになっておりますと多くの人たちは何処へ行っていいのかわからない。

ハローワークに行くとそこでまたハローワークの中での話・仕事になるし、府に来ればそういう形になるということで、統一的な蓄積というものが、せっかくのマンパワーを活かせない状況にあったと思います。

それに対して京都は全国で初めて、国と府、そして機構の一体的な人づくりの事業を実施するというのを今回締結するに至りました。

これによりまして、この三者の持っている能力が一つに集結されて総合的な職業訓練による人間教育の場が新たに京都に出来上がることとなります。

私は先ほど控室で言っていたんですが、まさに京都雇用大学校的なものがここに出来上がってくる。

これによって私どものやっておりますJPカレッジのようなコミュニケーションスキルですとか、そうしたまず世の中で働く上での基礎能力であるとか、より高度な専門能力までも一貫して、しっかりと作り上げることでできるシステムというのが京都で、日本で初めてできあがるということになります。

これは、本当に大きな第一歩になると私は思っております、ジョブ・パークができた時にハローワークと協調関係ができた時も大きかったんですが、今回は更に大きな第一歩を踏み出すことができるんじゃないかと。ここから新しい雇用支援、職業訓練のモデルが出来上がるというふうに思っております、このためにまた局長さんや理事長さんにもお力添えを賜ればというふうに思います。

本日の締結を契機として三者の連携を強化し、本当に働く人、働きたい人を支えるワンストップでしっかりとした体制がこれから出来上がることを念願しまして、私のお願いとさせていただきます。本当にありがとうございます。



国・府一体人づくり事業について

～職業訓練と就職支援に関する国と府の一体的実施(新・京都式人づくり事業)～

平成25年12月6日 京都府地域訓練協議会における決定事項の概要

1 趣旨

改善傾向にある雇用情勢

- ・有効求人倍率
- ・新卒内定率等



構造的課題

- ・非正規雇用の増加
- ・就職困難者の支援(障害者・女性・中高齢者等)

全国初

オール京都での人づくり

- ・国と府の全ての訓練等の総合的・一体的な企画立案
- ・職業訓練機関と就業支援機関(ハローワーク・ジョブパーク等)の具体的連携

	国		京 都 府
	京都労働局	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	
訓練機関	—	京都職業訓練支援センター 京都職業能力開発短期大学校	高等技術専門学校 (京都・陶工・福知山・障害者)
職業訓練	求職者支援訓練 各種セミナー	施設内訓練 求職者支援訓練(訓練認定・助言指導) 各種セミナー	施設内訓練・公共職業訓練 JPカレッジ・その他セミナー 地域人づくり事業(雇用基金)
就業支援機関	公共職業安定所 (ハローワーク)	京都障害者職業センター	京都ジョブパーク

注) ・各訓練機関の施設内訓練受講者に対する就業支援は各訓練機関が実施
 ・求職者支援訓練は主に雇用保険受給資格のない求職者、公共職業訓練は主に離職者を対象に実施

2 現状・課題と対応

	現状・課題		具体的対応
計画立案	国・府が個別に計画策定 ↓ ・同時期・同地域で類似訓練実施 ・必要な訓練が実施できない地域、分野が存在	→	内容、定員、時期等を一体的に企画立案 京都府地域訓練協議会(労働局・府・機構) ↓ ・公共職業訓練と求職者支援訓練の効果的かつ効率的な実施 ・各訓練の連携による地域ニーズを踏まえた新たなコース設定
広報・周知	・訓練実施機関が広報を実施 ・ハローワーク・ジョブパークが訓練等に誘導 ↓ 訓練を必要とする求職者への浸透不足 ・訓練受講機会の喪失 ・受講者不足による訓練不開講	→	・全ての訓練等の一体的広報 府市統合の就職支援サイト「きょうとジョブナビ(仮称)」への掲載、ワンパンフレット化、動画等 ・就業支援機関(ハローワーク・ジョブパーク)の情報共有による最適な訓練等への誘導 定期的なガイダンス実施
選考	・公共職業訓練の募集締切から開講まで最長50日程度 高等技術専門学校において統一学科試験を実施	→	選考方法の見直し等により募集締切から開講まで最長20日程度に短縮(求職者支援訓練と同程度)
一貫した支援	・主に訓練実施機関で実施 (求職者支援訓練についてはハローワークで支援計画策定) ・訓練修了から3ヶ月経過後も2～3割の受講者が未就職 社会人基礎力の不足、体調面の課題等	→	訓練実施機関とハローワーク、ジョブパークの連携による一貫した支援を強化 ・訓練受講前からの相談の充実 ・訓練受講前・中・後の支援メニューの多様化(カウンセリング、JPカレッジによる社会人基礎力の習得、企業説明会への誘導等)
事業者	就職困難者を対象とする訓練、北部地域における訓練の実施事業者の確保が困難	→	京都ジョブパーク事業や南部地域で実施する同種の訓練との一体的契約等を検討

国・府一体人づくり事業の実施に関する協定書 (概要)

<協定当事者>

- ・京都府知事 山田 啓二
- ・京都労働局長 森川 善樹
- ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 小林 利治

	国		京 都 府
	京都労働局	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	
訓練機関	—	京都職業訓練支援センター 京都職業能力開発短期大学校	高等技術専門校 (京都・陶工・福知山・障害者)
職業訓練	求職者支援訓練 各種セミナー	施設内訓練 求職者支援訓練(訓練認定・助言指導) 各種セミナー	施設内訓練・公共職業訓練 JPカレッジ・その他セミナー 地域人づくり事業(雇用基金)
就業支援機関	公共職業安定所 (ハローワーク)	京都障害者職業センター	京都ジョブパーク

注) ・各訓練機関の施設内訓練受講者に対する就業支援は各訓練機関が実施
・求職者支援訓練は主に雇用保険受給資格のない求職者、公共職業訓練は主に離職者を対象に実施

1 目的(第1条)

- ・国と府が所管する全ての訓練等の総合的かつ一体的な企画立案
- ・職業訓練機関と就業支援機関の連携による相談、訓練等から就職までを一貫して実施(国・府一体人づくり事業)



国・府一体人づくり事業の実施による正規雇用等の安定的な雇用の量的確保と質の向上

2 事業計画(第2条)

- ①京都府地域職業訓練実施計画の策定
 - ・訓練等に関する実施方針、定員、コース設定・重点分野、実施時期等
- ②職業訓練機関と就業支援機関との連携方針の策定
 - ・個別支援の実施方法、一体的な広報・ガイダンスの実施等

3 運営組織(第3条)

- ①京都府地域訓練協議会(産(労使)学公で構成)
 - ・京都府地域職業訓練実施計画、連携方針の決定
- ②京都府地域訓練協議会幹事会(京都労働局、京都府、高齢・障害・求職者雇用支援機構、京都市で構成)
 - ・実施計画、連携方針の策定
 - ・計画の進捗管理、事業実績の評価検証・改善等

4 情報共有(第4条)

厳格な管理のもと、必要な範囲内において情報共有



利用者目線に立った一体的なサービスの提供

京都府、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 による国・府一体人づくり事業の実施に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）、京都労働局（以下「乙」という。）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「丙」という。）は、京都府内における公的職業訓練、就業支援等の一体的な実施に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲、乙及び丙が、国と京都府が所管する全ての訓練等について、総合的かつ一体的に企画立案するとともに、職業訓練機関と、公共職業安定所（ハローワーク）及び京都ジョブパーク等の就業支援機関の連携により、相談、訓練等から就職までを一貫して支援する国・府一体人づくり事業を実施し、正規雇用等の安定的な雇用の量的確保と質の向上に資することを目的とする。

（事業計画）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、求職者支援訓練や離職者向け委託訓練を含む公的職業訓練及び国の事業等を活用して実施するその他の訓練等に関する実施方針、定員、コース設定・重点分野、実施時期等を定めた京都府地域職業訓練実施計画を策定する。

2 甲、乙及び丙は、前項のほか、職業訓練機関と就業支援機関の個別支援での具体的な連携方針や一体的な広報・ガイダンスの実施等を定めた連携方針を別途策定する。

3 事業の実施に当たり、甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互の要請に対し、誠実に対応することとする。

（運営組織）

第3条 前条第1項、第2項に定める京都府地域職業訓練実施計画、連携方針については、京都府地域訓練協議会において策定する。

2 甲、乙及び丙は、京都府地域訓練協議会の下に幹事会を設置し、前条第1項及び2項に定める事業計画及び連携方針の策定のほか、計画の進捗状況の管理、事業実績の評価検証及び改善等を行う。

（情報共有）

第4条 この協定に基づき国・府一体人づくり事業を実施するに当たり、甲、乙及び丙が知り得た情報については、一体的な実施の趣旨を踏まえ、厳格な管理の下、利用者目線に立ったサービスを提供するため、必要の範囲内で情報共有することとし、その具体的な管理及び取扱規程については、別途定める。

（協議等）

第5条 本協定に定めがない事項、本協定の内容に疑義が生じた場合又は改定する必要が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月19日

甲 京 都 府 知 事

乙 京 都 労 働 局 長

丙 独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長